

各市町村福祉主管課長 様

北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課長

就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）における在宅でのサービス利用に係る取扱いについて

日頃より、道の障がい福祉施策の推進にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において、就労移行支援及び就労継続支援に係る在宅でのサービス利用の要件として「通所利用が困難で、在宅による支援がやむを得ないと市町村が判断した利用者」から「在宅でのサービス利用を希望する者であって、在宅でのサービス利用による支援効果が認められると市町村が判断した利用者」に見直されたところです。

このことから、多数の事業所において利用者の在宅支援が利用されているところですが、運営指導等において、運営規程に訓練内容が明記されておらず、支援の記録がなされていない、職員の勤務時間外に在宅利用が行われているにもかかわらず報酬の請求を行うなど、制度の趣旨に反した事案が散見されたことから、利用者が在宅支援を実施するに当たっての手順について次のとおりとしましたので、貴管内市町村にあっては、利用者への適正な支援がより一層図られますよう、ご対応いただきますようよろしくお願いします。

記

1 在宅就労支援における取扱い

「就労系障害福祉サービスにおける在宅でサービスを利用する場合の取扱いについて」のとおり

2 送付書類

- (1) 市町村あて通知文
- (2) 【様式1】在宅就労のための届出書
- (3) 【様式2】在宅就労支援のためのチェックシート
- (4) 【様式3】就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）における在宅就労支援のための届出書
- (5) 【様式4】在宅就労における支援記録
- (6) 【様式5】在宅就労における達成度評価シート
- (7) 【様式6】対象者及び在宅就労支援実施一覧表

3 本取扱運用日

令和8年(2026年)4月1日（水）

事業指導係
TEL：011-204-5075